

第6章

政府の財源確保で調査官にプレッシャー ファイリピンにおける 税務調査の傾向と対策

有限責任あずさ監査法人
公認会計士

谷本 智則

有限責任あずさ監査法人
公認会計士

櫻井 博之

【この章のエッセンス】

●ファイリピンにおける税務調査は、税務調査官の指摘事項に対して、証拠書類を基に説明を行う必要がある。税務調査は複数の段階に区分されているが、追徴税額を抑えるためには、初期段階で協議を進めておくことが望ましい。

●移転価格調査に関しては、2020年12月時点では実施されていないが、関連規則の整備に伴い、今後本格化することが想定される。移転価格調査に備えて、移転価格文書整備等の対応が必要である。

2016年のドゥテルテ大統領就任後、ビルド・ビルド・ビルドと呼

ばれる公共投資拡大政策が実施されており、その財源確保策として、徴税目標額の引上げに伴う税務調査の強化が行われている。加えて、2020年後半以降、コロナ禍対策支出の財源確保の観点からも一層、税務調査官に対するプレッシャーが強くなり、税務調査が増加している。また、ファイリピンでは、2013年に移転価格制度が法制化されたものの、2020年12月時点において、いまだ移転価格調査の実施事例は認識されていない。ただし、2019年に移転価格調査実施ガイドライン、2020年に関連当事者取引に関する新たな税務申告書の提出を求める通達が発令され、移転価格調査実施に向けた動きがみられる。

税務調査の概要

(1) 税務調査の概要

ファイリピンの法人に関連する主要な税目としては、法人税、付加価値税(VAT)、源泉税が挙げられる。対象となる税項目については、税務調査の対象年度におけるすべての税項目を対象とする場合もあれば、VAT等特定の税項目を対象として調査される場合もある。

① 税務調査の流れ

ファイリピンでは、Letter of Authority (LOA)と呼ばれる税務調査通知の受領により調査が開始されることとなる(図表6)。税務調査における申

告処理の適切性の立証責任は納税者側にあるため、納税者は調査官の指摘に対して、証拠書類を添付したうえで、自社申告処理の適切性を証明し、調査官の理解を得る必要がある。ただし、納税者側の主張がすべて認められることは稀であり、調査官と合意した一定額の支払により税務調査を終了させることが実務的である。調査官と納税者間で支払額の合意に至らなかった場合、追徴税額減額のためには税務当局長官への抗議または租税裁判所への訴訟が必要となる。

② 実施頻度・対象期間等

税務調査は定期的には実施されるものではなく、管轄税務当局の判断により決定される。なお、還付請求時および会社清算時には税務調査の実施が必須とされている。税務調査の対象期間は、申告期限から3年を経過していない課税年度となるが、不正があった場合には、最大過去10年まで調査対象とすることが可能とされている。ペナルティとして、追加納付すべき本税に対して、25%の加算税(不正等の場合には50%)、年利12%の延滞税が課される。